

生駒市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会規程

令和5年12月21日制定

(設置)

第1条 生駒市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会(以下「分科会」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第9条第4項の規定に基づき乗合旅客運送の運賃、料金に関する事項の協議を行うために設置する。

(組織)

第2条 分科会は、下表に掲げる委員を持って組織する。

(会議の運営等)

第3条 分科会は、分科会会長が招集する。分科会の運営については、生駒市地域公共交通活性化協議会規約第9条第2項から第8項を準用するものとする。

附則

この規程は、令和5年12月21日から施行する。

	区 分	委 員
◎	法第9条第4項 第1号の委員	当該路線等を その区域に含む市町村 生駒市副市長
	法第9条第4項 第2号の委員	当該運賃等を定めようとする 一般乗合旅客自動車運送事業者 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客 自動車運送事業者
	法第9条第4項 第3号の委員	当該路線等を管轄する 地方運輸局長 近畿運輸局 奈良運輸支局長
	法第9条第4項 第4号の委員	関係住民の意見を代表する者として 市町村が指名する者 当該路線の関係地区 自治連合会長

◎運賃協議分科会会長